

平成 31 年度トップアスリート強化支援金制度の概要

愛媛県スポーツ・文化部 競技スポーツ課

愛媛県では、「スポーツ立県えひめ」の実現に向け、本県手づくり選手の更なる競技力向上及びスポーツ振興を図るため、日本代表選手（高校選抜などの世代別代表や代表候補を含む）として国内合宿や国外遠征等に参加する選手に対し、強化支援金を支給します。

また、平成31年度からは、対象競技にパラリンピック競技を追加するとともに、開催が間近に迫った『2020東京オリンピック・パラリンピック』に向け、出場の可能性があるトップアスリートに対し、支給回数の上限を拡大する『2020東京オリンピック・パラリンピック特別育成強化枠』を新設し、オリンピック・パラリンピアン輩出を目指します。

《支給対象者》

平成19年4月1日以前に生まれた者のうち、国体正式競技及びオリンピック・パラリンピック実施競技(※1)の日本代表選手又は世代別日本代表選手に指定(※2)され、国内合宿や国外遠征等に参加する者で、次のいずれかの条件を満たすもの

- ① 県内の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に在学していること
- ② ①以外で県内に在住している場合、本県競技団体に登録をしていること
- ③ 県外に在住している場合、県内の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を卒業していること

(※1) 国体正式競技(41競技)及びオリンピック・パラリンピック実施競技(42競技)

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール（ビーチバレーを含む）、体操（トランポリンを含む）、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、スキー（フリースタイルスキー、スノーボードを含む）、スケート、アイスホッケー、トライアスロン、近代五種、テコンドー、サーフィン、スケートボード、バイアスロン、ボブスレー・リュージュ・スkeleton、カーリング、ボッチャ、ゴールボール

※共通競技は重複表記。オリンピック実施競技におけるバスケットボール競技には、3人制バスケットボールを含み、ソフトボール競技は、男子-野球、女子-ソフトボール、ライフル射撃とクレール射撃は射撃、山岳はスポーツクライミングとする。また、パラリンピック実施競技におけるウエイトリフティングは、パワーリフティングとする。

※対象競技の詳細は、別紙『国体・オリンピック・パラリンピックの実施競技』をご参照ください。

(※2) 中央競技団体（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に加盟しているものに限る。）・JOC（公益財団法人日本オリンピック委員会）・JPC（日本パラリンピック委員会）から指定された場合に限りです。

《強化支援金の支給額》

- 国内合宿等に参加する場合：年1回 5万円
- 国外遠征等に参加する場合：年1回 10万円

「『2020東京オリンピック・パラリンピック特別育成強化枠』について」

2020東京オリンピック・パラリンピックに出場の可能性があるトップアスリートについて、競技実績に応じ、支援金の支給回数の上限を拡大します。

区分	条 件
1	当該年度を含む過去3年間に国際大会（オリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア大会及びそれらと同等の国際的な規模のスポーツ競技大会をいう。（※1））に日本代表選手として選ばれた者
2	当該年度を含む過去3年間に全国大会（国民体育大会、全日本選手権大会及びそれらと同等の全国的な規模のスポーツ競技会をいう。（※1））でベスト4以上の成績を収めた者（団体種目においては、正選手として出場した者）
3	当該年度を含む過去3年間に上記1の国際大会（※1）において、ベスト4以上の成績を収めた者（団体種目においては、正選手として出場した者）

（※1）パラリンピック実施競技については、表中の各区分で示す大会と同等規模の大会を対象とする。

■区分1及び2を満たす場合：国内合宿等参加及び国外遠征等参加に係る申請数を上限各2回に拡大。

■区分3を満たす場合：国内合宿等参加及び国外遠征等参加に係る申請数を上限各3回に拡大。

※特別育成強化枠での申請に当たっては、県で競技実績の審査を行いますので、別途、『2020東京オリンピック・パラリンピック特別育成強化枠認定（競技実績）申請書』（様式第3号）の提出が必要です。

※特別育成強化枠は、2020東京オリンピック・パラリンピックに向けたもので、**世代別代表の実績は除きます。**

「申請から支給までの流れ」

- 合宿・遠征に参加する場合、次の書類を提出してください。
 - トップアスリート強化支援金支給申請書
 - 代表選手に指定されたことを証する書類（中央競技団体からの指定証の写など）
 - 合宿または遠征に参加することが確認できる書類（中央競技団体の招集通知の写など）※支給対象者本人が申請してください。ただし、支給対象者が未成年者の場合は保護者が申請してください。
- 県が申請内容を審査し、適当であれば後日、決定通知書を交付（郵送）します。
- 強化支援金は、口座振替により支給します。（別途、債権者登録の手続きが必要です。）

「参加実績報告」

合宿・遠征への参加終了後1月以内又は令和2年4月10日のいずれか早い日までに、参加実績報告書（合宿・遠征に参加したことが確認できる書類を添付）を提出してください。

（合宿の参加者名簿、競技大会の結果、競技団体が発行する参加証明書（様式は任意）など、
合宿・遠征に参加したことが確認できる書類を必ず添付してください。）

「取消し及び返還」

本人の都合等により合宿・遠征に参加しなかった場合は、強化支援金の支給を取り消し、又は既に支給した強化支援金を返還していただく場合があります。

「書類の提出先」

愛媛県スポーツ・文化部 競技スポーツ課

- 郵送の場合 ⇒ 〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2
- 持参の場合 ⇒ 松山市一番町4丁目2 NTTコム松山ビル 1階（県庁前道路向かい側の建物）

「様式」

「愛媛県庁」公式ホームページからダウンロードできます。

- トップアスリート強化支援金支給申請書（様式第1号）
- 参加実績報告書（様式第2号）
- 2020東京オリンピック・パラリンピック特別育成強化枠認定（競技実績）申請書（様式第3号）

※ホーム > 教育・文化・スポーツ > スポーツ > 国体 > トップアスリート強化支援金制度について

【本件に関するお問い合わせ先】

競技スポーツ課 競技力向上グループ

TEL(089)947-5453 / FAX(089)947-5721

E-mail : kyougisports@pref.ehime.lg.jp